

# 令和7年度下期群馬県 PR ショート動画制作業務仕様書

## 1 業務の名称

令和7年度下期群馬県 PR ショート動画制作業務

## 2 委託業務の目的

TikTok 等で活躍するインフルエンサーを活用した群馬県の魅力を発信する PR ショート動画（以下、「PR 動画」という。）を制作することで、若年層に向けた群馬県の知名度向上や群馬県への移住促進を図るとともに、県民幸福度の向上を目指す。

## 3 事業実施期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

## 4 委託業務内容

- ・ TikTok 等で活躍するクリエイターを複数活用して、群馬県のアカウント（TikTok アカウント「tsulunus」及び YouTube チャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる（仮）」）において令和8年3月末までに定期的に配信する縦型（9：16）の PR 動画を 30 本以上制作すること。  
なお、別表 1 の 29 市町村について必ず撮影地として含め、原則 1 市町村あたり 1 本の動画を制作すること。  
また、公開スケジュールについては、群馬県と受託者の協議により決定するが、毎週 1 本以上投稿することを想定している。
- ・ PR 動画は群馬県の知名度向上や移住促進に資する内容で制作すること。なお、群馬県が保有する他の TikTok アカウント（gunmahan\_official、gunma\_snifferdogs、gunma\_governor\_yi 等）と差別化を図るため、各アカウントで配信することが適すると考えられる内容は提案しないこと。また、群馬県職員の内製では到底作りえない、高クオリティ・独創的な企画を含めること。
- ・ 企画提案及び制作動画に対し、公序良俗に反する内容になっていないか、コンプライアンスが遵守されているか確認する体制を整備すること。
- ・ PR 動画の訴求年代を 20 代から 30 代に設定し、訴求年代に対してより話題性の高い内容・クリエイターを提案すること。
- ・ PR 動画の制作に伴う「出演者及び所属事務所との調整」や「撮影許可取得等の連絡調整、費用の支払い」等の一切の業務を実施すること。
- ・ 撮影にあたり、環境音やノイズが入らないよう十分な音響機材を使用するとともに、カメラについても十分な機材を用意すること。
- ・ 撮影には可能な限り群馬県が同行して制作の様子を撮影できるよう調整を行うこと。  
なお、群馬県が同行して撮影した動画を編集して TikTok 等で公開することがある。
- ・ PR 動画は各動画の公開日の 3 日前までに納品すること。
- ・ 群馬県が PR 動画を投稿した際には、当該 PR 動画を制作したクリエイターの SNS アカウントにおいて情報発信を行うこと。
- ・ 制作・投稿した動画に係るアナリティクス分析結果、動画制作企画、今後の計画等、群馬県に月次報告すること。
- ・ 令和8年3月20日（金）までの TikTok アカウント「tsulunus」及び YouTube チャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる（仮）」における PR 動画の総視聴回数及び獲得フォロワー数について、目標数値を企画提案書に記載すること。

なお、目標総視聴回数は YouTube チャンネル「あなたはきっとぐんまを好きになる(仮)」においては投稿本数に1万回を乗じた数値、TikTok アカウント「tsulunos」においては投稿本数に2万回を乗じた数値を下限としてそれぞれ設定することとし、目標総視聴回数を下回ることがないよう、必要な措置を講じること。

なお、令和8年3月20日(金)までのそれぞれのアカウントにおける総視聴回数がいずれか一方でも目標数値を下回った場合には、総視聴回数に応じて委託金額を減額する。

別表 1

市	前橋市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市
町	吉岡町、神流町、下仁田町、甘楽町、中之条町、長野原町、東吾妻町、玉村町、板倉町、明和町、千代田町、邑楽町
村	榛東村、上野村、南牧村、嬭恋村、高山村、片品村、川場村、昭和村

5 事業スケジュール(予定)

- ① 撮影にあたって必要な事項の調整：令和7年9月下旬以降随時
- ② 撮影・編集：令和7年10月上旬以降随時
- ③ 群馬県への動画納品：令和8年3月末まで随時

6 成果物一覧

成果物	納品時期・方法
PR 動画データ	・電子データを提出
月次報告書	・電子データを提出
業務完了報告書	・令和8年3月末までに投稿した動画に係る実績について、電子データを提出

7 留意事項

- (1) 発信にあたり各種法令の遵守や個人情報の保護に十分留意すること。
- (2) 本業務を遂行するために必要な人員は、受託者において配置すること。この際、人件費、交通費、宿泊費、各種謝金及びその他必要な費用は、全て契約金額に含める。
- (3) 制作したPR動画は、期限を定めず視聴が可能な状態とすること。なお、期限を設ける必要がある場合は、その旨企画提案書に明記すること。
- (4) PR動画の制作にあたり、何らかのトラブルが発生した場合は、速やかに群馬県に報告するとともに、受託者の責任において適切な対応を行うこと。

8 事業実施計画書の提出

契約締結後、速やかに事業実施計画書を提出すること。

9 業務完了報告書の提出

業務完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

10 その他

- ・ 業務を効果的に推進するため、業務を第三者の事業者にも再委託することができる。その場合は、

県にあらかじめ協議の上、書面で報告するものとする。ただし、業務の一括再委託は禁止とする。

- ・ 本仕様書に定めのない事項については、都度協議により決定する。
- ・ 本事業を進める際は、県と十分な協議を行うものとする。
- ・ 本事業の執行段階において、両者協議の上、本仕様書の内容を変更することができる。
- ・ 受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。
- ・ 災害等やむを得ない理由により、委託業務の内容・実施時期を変更することがある。
- ・ 本業務により受託者が創作した著作物に関する著作権（著作財産権）は、原則納品時に群馬県に譲渡されるものとする。

※詳細は、優先交渉者決定後、別途調整する。